

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約である。

令和 6 年 6 月 11 日

京都府教育委員会

教育長 前 川 明 範

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

- ア 京都府立向日が丘支援学校スクールバス運行業務 一式
- イ 京都府立丹波支援学校スクールバス運行業務 一式
- ウ 京都府立中丹支援学校スクールバス運行業務 一式
- エ 京都府立与謝の海支援学校スクールバス運行業務 一式

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 業務期間

令和 6 年 8 月 1 日から令和 9 年 7 月 31 日まで

(4) 業務を行う場所等

- ア (1) のアの業務
京都府立向日が丘支援学校通学区域内等
- イ (1) のイの業務
京都府立丹波支援学校通学区域内等
- ウ (1) のウの業務
京都府立中丹支援学校通学区域内等
- エ (1) のエの業務
京都府立与謝の海支援学校通学区域内等

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

- ア 1 の(1)のアの業務
〒617-0814 長岡京市今里南平尾 8 番地 1
京都府立向日が丘支援学校事務部
電話番号 (075)951-8361
- イ 1 の(1)のイの業務
〒629-0154 南丹市八木町柴山坊田 118 番地
京都府立丹波支援学校事務部
電話番号 (0771)42-5185
- ウ 1 の(1)のウの業務

〒620-0003 福知山市大字私市小字打溝 8 番地

京都府立中丹支援学校事務部

電話番号 (0773) 32-0011

エ 1 の(1)のエの業務

〒629-2261 与謝郡与謝野町字男山 945 番地

京都府立与謝の海支援学校事務部

電話番号 (0772) 46-2770

(2) 入札説明書及び仕様書の交付

ア 交付期間

令和 6 年 6 月 11 日（火）から令和 6 年 7 月 5 日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。

イ 交付方法

原則として、次に掲げる各学校のホームページからダウンロードすること。直接交付又は郵送による交付を希望する場合は、(1)の組織に問い合わせること。

(ア) 京都府立向日が丘支援学校

<https://www.kyoto-be.ne.jp/mukougaoka-s/cms/>

(イ) 京都府立丹波支援学校

<https://www.kyoto-be.ne.jp/tanba-s/cms/>

(ウ) 京都府立中丹支援学校

<https://www.kyoto-be.ne.jp/tyuutan-s/cms/>

(エ) 京都府立与謝の海支援学校

<https://www.kyoto-be.ne.jp/yosanoumi-s/cms/>

3 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の 1 月 1 日をいう。以下同じ。）において、直前 2 営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者

エ 運行に使用した車両が事故、故障その他の理由により運行を中断したときに、その連絡後 1 時間以内に代替車両による運行を再開するなどの適切な措置を講じて、当該運行業務を継続して行うことができない者

オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていないもの又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないもの

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」とい

う。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者

(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

キ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

(2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

5 一般競争入札参加資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、京都府教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付場所等

ア 交付場所

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府教育庁管理部管理課

電話番号 (075) 414-5768

イ 交付期間

2の(2)のアに同じ。

ウ 交付方法

原則として、京都府教育庁管理部管理課ホームページ(<https://www.kyoto-be.ne.jp/kanri/cms/>)からダウンロードすること。

窓口交付を希望する場合は、交付期間中にアの場所に問い合わせること。

(2) 申請書の提出期間等

ア 提出期間

2の(2)のアに同じ。

なお、上記期間以外においても申請書の提出を受け付けるものとするが、入札期日までに資格審査の結果を通知することができないことがある。

イ 提出場所

(1)のアに同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

提出場所宛てに書留郵便で送付すること（アの提出期間内に必着のこと。）。

(3) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 法人にあっては商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあってはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書

イ 府税納税義務者にあっては、府税納税証明書

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 審査基準日の直前の 2 営業年度に係る営業経歴書及び営業実績調書

オ 法人にあっては審査基準日の直前の営業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等）、個人にあっては所得税の確定申告書の写し及び営業に必要な機械、工具、備品等の明細書

カ 取引使用印鑑届

キ 4 の(1)のエに該当しないことを説明することができる書類

ク 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状

ケ 誓約書

なお、京都府が行う「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」に登録され、競争入札参加資格者の資格を得ている者については、その競争入札参加資格審査結果通知書の写しを添付することにより、ア、イ、ウ及びオの資料の添付に代えることができることとする。

(4) 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(5) 提出書類の作成に用いる言語

提出書類は、日本語で作成するものとする。また、提出書類の金額については、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により邦貨に換算し、記載すること。

(6) その他

提出書類の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、京都府立特別支援学校スクールバス運行業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7 による資格審査の結果を通知した日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

9 申請書記載事項の変更

申請書等を提出した者（6 の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいず

れかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を教育長に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 法人の所在地
- (3) 営業所等の名称又は所在地
- (4) 法人にあつては代表者の氏名、個人にあつてはその者の氏名
- (5) 取引使用印鑑

10 参加資格の承継

- (1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3又は4の(1)のアからキまでのいずれかに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると教育長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

- (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他教育長が必要と認める書類を提出しなければならない。
- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、当該資格を取り消す。

- (2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容が粗雑なものを提供し、又は業務内容若しくは数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

12 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

(ア) 1の(1)のア及びイの業務

令和6年7月23日(火) 午前10時

(イ) 1の(1)のウの業務

令和6年7月24日(水) 午後1時30分

(ウ) 1の(1)のエの業務

令和6年7月24日(水) 午後2時

イ 場所

(ア) 1の(1)のアの業務

長岡京市今里南平尾8番地1

京都府立向日が丘支援学校会議室

(イ) 1の(1)のイの業務

南丹市八木町柴山坊田118番地

京都府立丹波支援学校教育相談室

(ウ) 1の(1)のウ及びエの業務

福知山市大字私市小字打溝8番地

京都府立中丹支援学校相談室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

a 1の(1)のア及びイの業務

令和6年7月22日(月)

b 1の(1)のウ及びエの業務

令和6年7月23日(火)

(イ) 提出先

2の(1)に同じ。

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送等による入札は認めない。

(3) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとし、同額入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事

業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 3 に掲げる者又は 4 に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 委任状を持参しない代理人のした入札

エ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字が誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札をした者のした入札

オ 同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者のした入札

カ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

キ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ク その他入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

13 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を落札者から徴収する。

14 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第 159 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

15 その他

(1) この入札の実施については、1 から 14 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成 8 年京都府告示第 485 号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

16 Summary

(1) Main contents of contract:

- a. School Bus Service for Kyoto Prefectural Mukougaoka School for Special Needs Education
- b. School Bus Service for Kyoto Prefectural Tanba School for Special Needs Education

- c. School Bus Service for Kyoto Prefectural Chutan School for Special Needs Education
 - d. School Bus Service for Kyoto Prefectural Yosanoumi School for Special Needs Education
- (2) Contract period:
From August 1, 2024 to July 31, 2027
- (3) Deadline for bid submission by post:
- a. Monday, July 22, 2024
 - b. Monday, July 22, 2024
 - c. Tuesday, July 23, 2024
 - d. Tuesday, July 23, 2024
- (4) Time, date and place for bid submission and bid opening:
- a. 10:00 a.m. on Tuesday, July 23, 2024
At a meeting room of the Kyoto Prefectural Mukougaoka School for Special Needs Education
1-8, Minamihirao, Imazato, Nagaokakyo-shi, Kyoto, Japan
 - b. 10:00 a.m. on Tuesday, July 23, 2024
At Kyoiku-soudan-shitsu (counseling room) of the Kyoto Prefectural Tanba School for Special Needs Education
118, Bouden, Shibayama, Yagi-cho, Nantan-shi, Kyoto, Japan
 - c. 1:30 p.m. on Wednesday, July 24, 2024
At a counseling room of the Kyoto Prefectural Chutan School for Special Needs Education
8, Koaza-uchimizo, Oaza-kisaichi, Fukuchiyama-shi, Kyoto, Japan
 - d. 2:00 p.m. on Wednesday, July 24, 2024
At a counseling room of the Kyoto Prefectural Chutan School for Special Needs Education
8, Koaza-uchimizo, Oaza-kisaichi, Fukuchiyama-shi, Kyoto, Japan
- (5) For further information:
- a. School Office, Kyoto Prefectural Mukougaoka School for Special Needs Education
1-8, Minamihirao, Imazato, Nagaokakyo-shi, Kyoto, 617-0814 Japan
Tel (075) 951-8361
 - b. School Office, Kyoto Prefectural Tanba School for Special Needs Education
118, Bouden, Shibayama, Yagi-cho, Nantan-shi, Kyoto, 629-0154 Japan
Tel (0771) 42-5185
 - c. School office, Kyoto Prefectural Chutan School for Special Needs Education
8, Koaza-uchimizo, Oaza-kisaichi, Fukuchiyama-shi, Kyoto, 620-0003 Japan
Tel (0773) 32-0011
 - d. School office, Kyoto Prefectural Yosanoumi School for Special Needs Education
945, Aza-otokoyama, Yosano-cho, Yosa-gun, Kyoto, 629-2261 Japan
Tel (0772) 46-2770